

令和7年度 定期監査実施結果

令和7年度 定期監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

債権管理について

2 目的

債権については、地方自治法第237条第1項において、公有財産、物品及び基金とともに「財産」として位置づけられ、同法第240条第2項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。町が有する債権を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、住民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要なものである。

しかしながら、昨年度の定期監査及び今年度の決算審査において、債権管理に係る不適切な事務が見受けられ、改善を求める指摘を行ってきたところである。そこで、昨年度の指摘を踏まえ、町の債権の管理に関する事務が適正に執行されているかなどについて全庁的なチェックを行うことに加え、経済性、効率性、有効性の観点から今後の適正な債権管理に資するため監査を実施するものとする。

3 監査の対象事項

令和6年度における一般会計、特別会計及び企業会計の収入未済繰越額についての債権管理事務及び令和6年度不納欠損処理業務

4 監査の着眼点

- (1) 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。また、滞納者の実態は、十分調査されているか。
- (2) 履行期限までに納付されない場合、滞納者に対する督促及びその後の催告は、適時かつ適正に行われているか。
- (3) 必要に応じて、徴収の猶予、分割納付などの緩和措置がとられているか。また、その手続きは適正か。
- (4) 不納欠損処分は、適時かつ適正に行われているか。
- (5) 債権管理に関する要綱やマニュアルが作成されているか。
- (6) 収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策及び徴収努力が行われているか。また、その事実が記録されているか。
- (7) 昨年度の定期監査以降、どんな対策を実施したか。また、その成果はどうだったか。

5 実施期間

令和7年10月27日（月）・28日（火）

6 実施方法

あらかじめ収入未済額を把握するため、監査対象課（公室・局）に関係資料の提出を求め、さらに必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

7 債権の分類

(1) 公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権で、時効期間の満了により債権が消滅する。

① 強制徴収公債権

国税又は地方税の滞納処分の例により、裁判手続を経ることなく自ら強制執行できるもの

② 非強制徴収公債権

裁判手続を行い、民事執行手続によらなければ、強制執行ができないもの

(2) 私債権

民法、商法等が適用される債権で、時効期間が満了しても債権の放棄又は債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しない。

各債権の分類

強制徴収公債権	私債権
地方税	学校給食費
保育料	住宅使用料
後期高齢者医療保険料	住宅駐車場使用料
介護保険料	住宅合併浄化槽使用料
公共下水道使用料	児童クラブ負担金
非強制徴収公債権	水道使用料
農業集落排水処理施設使用料	災害救助費貸付金
身障者福祉費負担金	住宅新築資金貸付金
住民税非課税世帯給付金返還金	地域改善対策貸付金
療養給付費返還金	若年者専修学校等技能取得資金貸付金
火葬場使用料	

第2 監査の結果

1 収入未済額・不納欠損額の状況

(1) 一般会計

債権名	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
個人住民税（現年）	6 614,389,015	606,668,358	0	7,720,657	98.7
	5 673,155,885	661,693,525	0	11,462,360	98.3
個人住民税（滞納）	6 29,157,123	7,771,385	1,262,888	20,122,850	26.7
	5 25,767,900	7,263,971	1,024,183	17,479,746	28.2
法人住民税（現年）	6 124,677,900	124,396,200	0	281,700	99.8
	5 78,955,800	78,779,800	0	176,000	99.8
法人住民税（滞納）	6 258,300	258,300	0	0	100.0
	5 165,600	115,600	0	50,000	69.8
固定資産税（現年）	6 1,100,665,200	1,087,259,660	0	13,405,540	98.9
	5 1,094,621,800	1,082,139,800	0	12,482,000	98.9
固定資産税（滞納）	6 49,378,128	16,342,881	4,942,200	28,093,047	33.1
	5 54,790,208	13,247,053	4,657,127	36,886,028	24.2
軽自動車税（現年）	6 81,047,600	79,455,680	0	1,591,920	98.0
	5 80,025,500	78,448,289	0	1,577,211	98.0
軽自動車税（滞納）	6 4,227,689	1,243,925	602,000	2,381,764	29.4
	5 4,545,244	1,409,786	440,580	2,694,878	31.0
保育料（現年）	6 1,054,230	1,054,230	0	0	100.0
	5 9,109,000	8,622,200	0	486,800	94.7
保育料（滞納）	6 5,911,780	395,500	0	5,516,280	6.7
	5 6,013,290	588,310	0	5,424,980	9.8
児童クラブ負担金（現年）	6 15,790,150	15,768,250	0	21,900	99.9
	5 13,753,600	13,655,100	0	98,500	99.3
児童クラブ負担金（滞納）	6 401,750	215,600	0	186,150	53.7
	5 709,500	406,250	0	303,250	57.3
身障者福祉費負担金（滞納）	6 305,300	60,000	0	245,300	19.7
	5 365,300	60,000	0	305,300	16.4
災害救助費貸付金元利収入（滞納）	6 476,040	24,000	0	452,040	5.0
	5 500,040	24,000	0	476,040	4.8
住民税非課税世帯給付金返還金（滞納）	6 60,000	0	0	60,000	0.0
	5 0	0	0	0	-
学校給食費（滞納）	6 222,280	23,470	0	198,810	10.6
	5 244,498	22,218	0	222,280	9.1

債権名		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
住宅使用料（現年）	6	88,702,700	86,185,900	0	2,516,800	97.2
	5	88,447,900	86,426,600	0	2,021,300	97.7
住宅使用料（滞納）	6	39,177,228	2,978,200	0	36,199,028	7.6
	5	39,401,528	2,245,600	0	37,155,928	5.7
住宅駐車場使用料 (滞納)	6	205,980	0	0	205,980	0.0
	5	205,980	0	0	205,980	0.0
住宅合併浄化槽使用 料（滞納）	6	217,200	24,000	0	193,200	11.1
	5	241,200	24,000	0	217,200	10.0
若年者専修学校等技 能取得資金貸付金 (滞納)	6	70,000	70,000	0	37,000	100.0
	5	80,000	80,000	0	107,000	100.0
火葬場使用料 (滞納)	6	20,000	10,000	0	10,000	50.0
	5	0	0	0	0	-
地域改善対策貸付金 元利収入（滞納）	6	3,315,501	0	0	3,315,501	0.0
	5	3,315,501	0	0	3,315,501	0.0

(2) 特別会計

債権名		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
国民健康保険税一般分（現年）	6	327, 342, 700	305, 726, 409	0	21, 616, 291	93. 4
	5	341, 197, 900	317, 038, 225	0	24, 159, 675	92. 9
国民健康保険税一般分（滞納）	6	64, 794, 741	16, 844, 006	5, 827, 007	42, 123, 728	26. 0
	5	59, 975, 175	15, 323, 638	3, 548, 571	41, 102, 966	25. 6
国民健康保険税滞納分（滞納）	6	152, 176	4, 609	0	14, 567	3. 0
	5	216, 765	64, 589	0	205, 980	29. 8
療養給付費返還金（滞納）	6	230, 106	217, 926	0	12, 180	94. 7
	5	0	0	0	0	-
介護保険料（現年）	6	489, 569, 918	487, 072, 468	0	2, 497, 450	99. 5
	5	481, 176, 740	478, 207, 680	0	2, 969, 060	99. 4
介護保険料（滞納）	6	8, 264, 837	2, 387, 748	1, 288, 040	4, 589, 049	28. 9
	5	7, 856, 503	1, 617, 386	1, 129, 180	5, 109, 937	20. 6
後期高齢者医療保険料（現年）	6	332, 501, 990	330, 236, 334	0	2, 265, 656	99. 3
	5	285, 505, 980	283, 483, 540	0	2, 022, 440	99. 3
後期高齢者医療保険料（滞納）	6	3, 976, 660	1, 204, 214	848, 000	1, 924, 446	30. 3
	5	3, 151, 744	1, 341, 924	43, 910	1, 765, 910	42. 6
住宅新築資金等貸付金（滞納）	6	220, 832, 590	1, 690, 797	14, 414, 248	204, 727, 545	0. 8
	5	228, 964, 540	1, 726, 669	6, 405, 281	220, 832, 590	0. 8
水道使用料（現年）	6	167, 926, 570	155, 211, 670	0	12, 714, 900	92. 4
	5	166, 199, 850	153, 656, 040	0	12, 543, 810	92. 5
水道使用料（滞納）	6	24, 092, 760	13, 544, 090	0	10, 548, 670	56. 2
	5	24, 468, 510	12, 919, 560	0	11, 548, 950	52. 8
公共下水道使用料（現年）	6	26, 065, 820	24, 114, 830	0	1, 950, 990	92. 5
	5	26, 302, 760	24, 361, 670	0	1, 941, 090	92. 6
公共下水道使用料（滞納）	6	3, 572, 660	2, 052, 960	0	1, 519, 700	57. 5
	5	3, 681, 940	2, 050, 370	0	1, 631, 570	55. 7
農業集落排水施設使用料（現年）	6	65, 765, 040	61, 452, 050	0	4, 312, 990	93. 4
	5	65, 845, 010	61, 503, 310	0	4, 341, 700	93. 4
農業集落排水施設使用料（滞納）	6	9, 213, 730	4, 948, 340	0	4, 265, 390	53. 7
	5	9, 451, 940	4, 579, 910	0	4, 872, 030	48. 5

2 監査結果

監査結果は、次のとおりであり、事務処理に関し一部で重大な誤りが見受けられたほか、改善又は検討を要する事項が見受けられた。

(1) 強制徴収公債権

① 税務課

ア 監査対象債権

- 住民税個人（現年度分・滞納繰越分）
- 住民税法人（現年度分・滞納繰越分）
- 固定資産税（現年度分・滞納繰越分）
- 軽自動車税（現年度分・滞納繰越分）
- 国民健康保険税一般分（現年度分・滞納繰越分）
- 国民健康保険税退職分（滞納繰越分）
- 後期高齢者医療保険料（現年度分・滞納繰越分）
- 介護保険料（現年度分・滞納繰越分）

イ 指摘事項

特に指摘する事項はない。

② 子育て・健康支援課

ア 監査対象債権

- 保育料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

子育て・健康支援課が管理する「保育料」は、自力執行権を有する強制徴収公債権に位置付けられる。したがって、滞納者に資力のある場合は差押処分による債権回収を、それ以外の場合には緩和措置として執行停止措置を探るなど、実施すべき措置の検討及び判断を行うために必要な財産調査を督促後適切な時期に実施し、滞納者の資力を把握しなければならないが、財産調査、滞納処分ともに全く実施されていない状況であった。

また、管理台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどで別々に管理されており、一元的な管理がされていない状態であった。また、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、交渉記録や債務承認の記載も不十分であり、台帳として不適正なものであった。

更に、公債権であるため時効の援用を要さず、時効期間が経過した際は、債権が消滅することになるが、不納欠損処理を行っておらず、収入未済額に計上されたままであった。

③ 上下水道課

ア 監査対象債権

- 公共下水道使用料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

上下水道課が管理する「下水道使用料」は、自力執行権を有する強制徴収公債権に位置

付けられる。したがって、滞納者に資力のある場合は差押処分による債権回収を、それ以外の場合には緩和措置として執行停止措置を採るなど、実施すべき措置の検討及び判断を行うために必要な財産調査を督促後適切な時期に実施し、滞納者の資力を把握しなければならないが、財産調査、滞納処分ともに全く実施されていない状況であった。

また、管理台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどで別々に管理されており、一元的な管理がされていない状態であった。また、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、交渉記録や債務承認の記載も不十分であり、台帳として不適正なものであった。

更に、公債権であるため時効の援用を要さず、時効期間が経過した際は、債権が消滅することになるが、不納欠損処理を行っておらず、収入未済額に計上されたままであった。

(2) 非強制徴収公債権

① 子育て・健康支援課

ア 監査対象債権

- 身障者福祉費負担金（滞納繰越分）

イ 指摘事項

特に指摘する事項はない。

② 保険福祉課

ア 監査対象債権

- 住民税非課税世帯給付金返還金（滞納繰越分）

- 療養給付費返還金（滞納繰越分）

イ 指摘事項

保険福祉課の管理するこれらの債権は、自力執行権を持たない非強制徴収公債権に位置付けられる。「住民税非課税世帯給付金返還金」については、督促の実施後、催告等の債権管理に必要な措置が取られていないことが確認された。「療養給付費返還金」については、法令等に定められた督促による履行請求を行っていない事実が確認された。

② 上下水道課

ア 監査対象債権

- 農業集落排水処理施設使用料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

上下水道課が管理する「農業集落排水処理施設使用料」は、自力執行権を持たない非強制徴収公債権に位置付けられる。したがって、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないとときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならないが、実施状況を確認したところ、訴訟手続等については、全く実施されていなかった。

また、管理台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどで別々に管理されており、

一元的な管理がされていない状態であった。また、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、交渉記録や債務承認の記載も不十分であり、台帳として不適正なものであった。

更に、公債権であるため時効の援用を要さず、時効期間が経過した際は、債権が消滅することになるが、不納欠損処理を行っておらず、収入未済額に計上されたままであった。

③ 住民課

ア 監査対象債権

- 火葬場使用料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

住民課の管理する「火葬場使用料」は、公債権に位置付けられる。この債権については、法令等に定められた督促による履行請求等の債権管理に必要な措置が取られておらず、また、滞納者との接触を図るための臨戸訪問が不十分であることが確認された。

（3）私債権

① 学校教育課

ア 監査対象債権

- 学校給食費（滞納繰越分）

イ 指摘事項

学校教育課が管理する「学校給食費」は、公債権とは異なり民法、商法等が適用される私債権に位置付けられる。したがって、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならない。

実施状況を確認したところ、文書催告の未実施が確認された。また、訴訟手続による履行の請求及び強制執行についても実施されていなかった。

② 子育て・健康支援課

ア 監査対象債権

- 児童クラブ負担金（現年度分・滞納繰越分）

イ 指摘事項

子育て・健康支援課が管理する「児童クラブ負担金」は、私債権に位置付けられる。したがって、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならない。

実施状況を確認したところ、催告書の様式中の文言が「児童クラブ利用料」であるにも関わらず、「保育料」となっていることが確認された。また分割納付誓約書についても同様の誤りが確認された。

更に、訴訟手続による履行の請求及び強制執行についても実施されていないことが確認された。

③ 保険福祉課

ア 監査対象債権

- 災害救助費貸付金元利収入（滞納繰越分）

イ 指摘事項

特に指摘する事項はない。

④ 上下水道課

ア 監査対象債権

- 水道使用料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

上下水道課が管理する「水道使用料」は、私債権に位置付けられる。したがって、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならない。実施状況を確認したところ、給水停止措置の実施により一部成果をあげていることは確認されたが、訴訟手続による履行の請求及び強制執行については、実施されていなかった。

また、管理台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどで別々に管理されており、一元的な管理がされていない状態であった。また、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、交渉記録や債務承認の記載も不十分であり、台帳として不適正なものであった。

更に、私債権であるため時効の援用を要するが、時効の援用を受けた書類が残されていなかった。加えて、時効の援用を受け債権が消滅したものを、不納欠損処理を行っておらず、収入未済額に計上されたままとしていた。

⑤ 総務課

ア 監査対象債権

- 地域改善対策貸付金（滞納繰越分）
- 住宅新築資金等貸付金（滞納繰越分）

イ 指摘事項

総務課の管理するこれらの債権は、私債権に位置付けられる。「住宅新築資金等貸付金」については、特に指摘する事項はない。

「地域改善対策貸付金」については、債権管理を行う上で、必要な事項を一元的に管理する極めて重要な管理台帳が一部しか残っておらず、現在の滞納繰越額と債権管理台帳の額が一致していないことが確認された。また、平成18年の三町合併以後、未収金の回収はされておらず、債権管理に必要な措置が全く取られていないことも確認された。

⑥ 建築課

ア 監査対象債権

- 住宅使用料（現年度分・滞納繰越分）
- 住宅駐車場使用料（滞納繰越分）
- 住宅合併浄化槽使用料（滞納繰越分）

イ 指摘事項

建築課が管理するこれらの債権は、私債権に位置付けられる。したがって、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならない。実施状況を確認したところ、過去に訴訟手続等を行っていた事実は確認されたが、ここ数年は、訴訟手続による履行の請求及び強制執行については、実施されていなかった。

また、管理台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどで別々に管理されており、一元的な管理がされていない状態であった。また、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、交渉記録や債務承認の記載も不十分であり、台帳として不適正なものであった。

更に、私債権であるため時効の援用を要するが、時効の援用を受けた書類を残していないケースが確認された。加えて、時効の援用を受け債権が消滅したものを、不納欠損処理を行っておらず、収入未済額に計上されたままとしていた。

⑦ 産業振興課

ア 監査対象債権

- 若年者専修学校等技能習得資金貸付金（滞納繰越分）

イ 指摘事項

産業振興課が管理する「若年者専修学校等技能取得資金貸付金」は、私債権に位置付けられる。この債権については、現年度に未納となった未収金を滞納繰越処理しておらず、未収金が納付される年度ごとに調定するという誤った事務処理を行っており、決算書の収入未済額の中に、この債権の未収金が含まれていないことが確認された。

第3 総括的な意見

令和6年度歳入決算における収入未済額は4億266万5,031円（還付未済額を除く。）で、不納欠損額は2,918万4,383円となっている。

昨年度に初めて債権管理に関する監査を実施したところ、一部で重大な事務の誤りが見受けられたほか、検討又は改善を必要とすべき事項が多く見受けられた。そこで昨年度に引き続き、今年度も重点監査項目として、所管課が行う債権の管理状況について監査を実施することとした。これまででも、決算審査の意見書等で債権管理について述べてきたが、今回の監査実施時においても、遅々として改善されない課もあり、複数の課で同じ誤りが生じる事態となっており、町の債権管理は、危機的状況であると言える。

厳しい財政状況と人口減少が進展する中、町税、負担金、使用料等の収入は、町が行う施策の貴重な財源であるため、徹底した収入の確保に努めていく必要があり、そのためには債権の回収が滞ることのないよう、その管理を適切に行わなければならない。債権回収の滞りは、行政サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、適切に納付している納税者、債務者に対して公平性を欠くこととなることから、債権管理は、健全な財政運営、行政サービスの適切な提供、住民に対する公平性の確保等の観点から重要な業務である。

なお、今回の監査を行った結果、改善及び検討すべき事項が見受けられたものについて、次のとおり意見を述べる。

1 債権管理台帳の整備

債権管理台帳は債権管理を行うにあたっての基本台帳であり、必要な事項を一元管理する極めて重要な台帳である。そのため、債権状態が一目でわかるように整備し、組織で共有されなければならない。しかしながら、調査を行った債権では台帳を作成していない債権があり、台帳がある債権であっても、システムや紙台帳及びエクセルデータなどを用い整備を行っているが、時効起算日や催告による時効の完成猶予について、正しい運用がされておらず、債権管理台帳としては不十分なものが多く見受けられた。台帳の不備は、債務者に対する適宜適切な督促等の活動を困難にするとともに、訴訟等の法的措置をとる際の証拠不足の原因にもなるため、適正に台帳の作成・管理を行われたい。

2 債権回収の強化

強制徴収公債権について、滞納者に資力がある場合は差押処分による債権回収を、それ以外の場合には緩和措置として執行停止措置を探るなど、実施すべき措置の検討及び判断を行うために必要な財産調査が税務課以外では全く行われていなかった。

非強制徴収公債権及び私債権について、強制執行等の法的措置が全く行われていなかった。強制徴収公債権及び非強制徴収公債権について、執行停止又は徴収停止を適用するかの検討や判断が行われないまま、ただ漠然と催告を繰り返し、時効により債権を消滅させることになっている。債権管理においては、催告書を送るだけで何ら時効更新手続をとることなく、漫然と消滅時効を迎えたことによる不納欠損は「怠る事実」として損害賠償請求の対象となる。

3 債権管理条例の制定及び債権管理マニュアルの作成

人口減少や少子高齢化等の影響を受け、町の歳入の減少が懸念される。債権回収の必要性や債権管理の適正化の重要性を再認識し、町税をはじめとした自主財源を確保するため、法令による行政の原理に基づいた適正な債権管理を行い、確実な債権回収に努める必要がある。

一方で、回収努力を尽くしても回収の見込みがない私債権については、その管理の継続による事務負担を軽減し、回収可能な債権の管理に集中することができるよう、統一した基準を設けて債権の放棄を行うことで効果的かつ効率的な債権管理を進めなくてはならない。そのため、町の債権管理を適切に行うための統一した管理ルールを定め、町民負担の公平性と財政の健全性を確保することを目的とした債権管理条例の制定が望まれる。

また、町が管理する債権については、地方自治法をはじめとする関係法令の規定に基づき、適正に管理しなければならないとされているが、本町では、一部の債権については、債権管理に必要な知識が十分に蓄積されておらず、適正な管理がなされていない実態がある。また、債権の取扱いについて、各債権所管課の基準が異なっており、全庁的に統一した対応ができていない。そのため、債権管理マニュアルを作成し、債権担当職員が債権管理に関する事項を十分理解したうえで適正な運用を行うことにより、全庁的な債権管理の強化を図ることを望む。

4 債権管理業務に係るサポート体制の充実と強化

滞納期間が長期化しているケースや債務者や保証人が死亡しているもの及び連絡先も不明となっているものなど、徴収困難な案件については、債権管理支援業務委託等により弁護士等の外部の専門家に債権回収業務を依頼し、そこで得られたノウハウ等を庁内で有効に共有し、サポート体制の強化に努めてもらいたい。また、強制徴収公債権を有する所管課の滞納者の財産情報を共有する仕組みが効果的に活用される態勢を整えることを検討されたい。

5 適正な業務量と人材育成について

地方自治法をはじめとする各種法令に則った債権管理が適正に行われていない課が今回の監査で多く見受けられた。一方、現状では多くの所管課が他の業務と並行して債権管理を行っており、債権管理に必要な時間を十分確保できず、専門知識を修得する機会や経験不足により、苦手意識が生まれている状況があることが今回の監査で明らかになった。業務量の増加や人員不足により債権回収に注力することが困難な所管課も見受けられたことから、組織や事務の見直しも踏まえ徴収体制の強化を図られるよう全庁的に取り組まれるよう要望する。

町税においては、徴収担当係を置いているが、税以外の債権回収については、担当課内に徴収のための専従者が配置されておらず、他の業務の傍ら徴収事務を行わざるを得ない状況にある。特に債権の回収は、高度な専門知識と手法が求められる業務であるが、知識や手法を熟知している職員ではないため、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。適切な債権管理の実施には、専門的な知識を必要とするが、一朝一夕でその全容を理解し実務を行うことは困難であるため、まずは、債権管理所管課の連携を強化し、必要な知識の向上等の人材育成に注力することで、職員一人ひとりの債権管理に対する意識を向上させ、効率的かつ、効果的な債権管理を行ってもらいたい。

以上、5つの事項にわたって指摘・要望を行ってきた。地方自治体の管理監督者は、債権管理の

目的は当該自治体自らの財産の保全と回収にあること、併せて債権管理の要諦は「法令遵守」にあることを認識することとされている。法令遵守の基となる地方自治法、その他に規定されている債権管理に係る法令の趣旨は、債権管理事務の責任は組織の総括管理者（地方公共団体については首長、地方公営企業においては地方公営企業法による「管理者」）が負うべきものとされていると認識する。みやこ町においての債権管理に関わるしくみ作り・実務・監督に関して総括管理者が適切なるリーダーシップを探ることを念願する。

○債権の種類と主な違い

区分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
債権の範囲	地方税	分担金、加入金、過料等法律で強制徴収に関して定めのある使用料その他地方公共団体の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料 両当事者の合意に基づき発生する債権
発生の原因	賦課決定など公法上の原因に基づいて発生		契約などの私法上の原因に基づいて発生
督促手数料	条例に基づき徴収できる。		徴収できない。
延滞金 遅延損害金	個別法・条例に基づき延滞金を徴収できる。		民法に基づき法定利率により遅延損害金を徴収できる。または、条例・個別契約に定めがあれば徴収可能
財産調査の権限	財産調査の権限あり	財産調査の権限なし	
滞納処分	自力執行権あり 滞納処分により強制徴収が可能	自力執行権なし 民事執行手続きによる強制執行等が必要	
時効期間	5年(介護保険料、後期高齢者保険料は2年)		民法等による。
不納欠損	時効が完成すれば、援用を要せず債権は消滅する。		時効が完成しても債務者から援用の申出がなければ債権は消滅しない。

債権管理一覧表

No.	① 会計	② 債権名	③ 主管課(公室・局)	④ 債権の種類	⑤ 時効期間	⑥ 債権管理 システム	⑦ 督促状の 発送	⑧ 催告の 実施	⑨ 延滞金等	⑩ 分割納付 相談	⑪ 滞納整理 要綱	⑫ 職員研修
1	一般会計	地方税	税務課	地方税	5	◎	20日以内	○	○	○	○	○
2	国保特会	国民健康保険税	税務課	強制徴収公債権	5	◎	20日以内	○	○	○	○	○
3	後期待会	後期高齢者医療保険料	税務課	強制徴収公債権	2	◎	20日以内	○	○	○	○	○
4	介護特会	介護保険料	税務課	強制徴収公債権	2	◎	20日以内	○	○	○	○	○
5	一般会計	保育料	子育て・健康支援課	強制徴収公債権	5	○	—	○	—	○	×	○
6	下水道特会	公共下水道使用料	上下水道課	強制徴収公債権	5	○	20日以内	○	×	○	○	○
7	一般会計	火葬場使用料	住民課	非強制徴収公債権	5	×	—	×	—	×	×	—
8	一般会計	住民税非課税世帯給付金返還金	保険福祉課	非強制徴収公債権	5	×	△	×	×	○	×	—
9	国保特会	療養給付費返還金	保険福祉課	非強制徴収公債権	5	×	—	×	×	×	×	×
10	下水道特会	農業集落排水処理施設使用料	上下水道課	非強制徴収公債権	5	○	20日以内	○	×	○	○	○
11	一般会計	身障者福祉費負担金	子育て・健康支援課	非強制徴収公債権	5	×	—	×	×	○	×	—
12	一般会計	学校給食費	学校教育課	私債権	2or5	×	20日以内	×	×	○	×	○
13	一般会計	住宅使用料	建築課	私債権	5	○	20日以内	○	—	○	○	○
14	一般会計	住宅駐車場使用料	建築課	私債権	5	○	20日以内	○	—	○	○	○
15	一般会計	住宅合併浄化槽使用料	建築課	私債権	5	○	20日以内	○	—	○	○	○
16	一般会計	児童クラブ負担金	子育て・健康支援課	私債権	2or5	○	20日以内	○	—	○	×	○
17	一般会計	災害救助費貸付金	保険福祉課	私債権	5	×	△	×	×	○	×	×
18	一般会計	地域改善対策貸付金	総務課	私債権	10	×	—	×	—	×	×	×
19	一般会計	若年者専修学校等技能取得資金貸付金	産業振興課	私債権	10	×	—	○	×	○	×	×
20	住新特会	住宅新築資金貸付金	総務課	私債権	10	○	—	○	—	○	×	○
21	水道特会	水道使用料	上下水道課	私債権	5	○	20日以内	○	×	○	○	○

【記載方法について】

- | | | | |
|---------|----------------------------------|---------|---|
| ① 自動反映 | 様式第1号に入力した「会計」が反映しているか確認 | ⑦ リスト選択 | 「20日以内」は期限内発送、「△」は期限を設けてない又は催告のみ、「—」は督促なし |
| ② 自動反映 | 様式第1号に入力した「債権名」が反映しているか確認 | ⑧ リスト選択 | 「○」は実施、「×」は未実施 |
| ③ 自動反映 | 様式第1号に入力した「主管課」が反映しているか確認 | ⑨ リスト選択 | 「○」は徴収、「×」は未徴収、「—」は規定なし |
| ④ リスト選択 | 「債権の種類」のシートを参照 | ⑩ リスト選択 | 「○」は実施、「×」は未実施 |
| ⑤ 自由記載 | 時効期間を入力〔記載例:5年、2年など〕 | ⑪ リスト選択 | 「◎」は要綱として例規に掲載、「○」は内規としてマニュアル等がある、「×」は要綱、マニュアルともになし |
| ⑥ リスト選択 | 「○」は共有システム、「○」は単独システム、「×」はシステムなし | ⑫ リスト選択 | 「○」は債権に関する研修を職員が受講している、「×」は未受講、「—」は該当する研修なし |